

（仮称）横浜駅みなみ東口地区 第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書の概要

令和7年4月21日

横浜駅みなみ東口地区市街地再開発準備組合

1

本日の説明内容

1. 事業計画の概要
2. 地域の概況及び地域特性
3. 配慮指針に基づいて行った計画
段階配慮の内容

2

1. 事業計画の概要

3

配慮書p.1、p.15、p.20

事業の概要

計画段階事業者	横浜駅みなみ東口地区市街地再開発準備組合
事業の名称	（仮称）横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業
計画区域の所在地	横浜市西区高島二丁目14、15、16の各一部
計画区域の面積	約1.41ha
事業の種類	高層建築物の建設（第1分類事業） 飛行場の建設（第1分類事業）
建築物の規模	建築物の高さ：約218m 延べ面積：約215,000m ² 階数：地下3階、地上45階、塔屋1階
主要用途	オフィス、商業、ホテル（一部サービスアパートメント）、駐車場・車路等、機械室、空飛ぶクルマの離着陸場 等

注）本事業では、次世代モビリティである空の移動を可能とする、いわゆる“空飛ぶクルマ”の実現を見据えて、計画建築物の高層棟屋上（高さ約231m）に空飛ぶクルマの離着陸場（パーティポート）の設置を検討しています。

「空飛ぶクルマに関する基準の方向性の整理」（令和5年3月、国土交通省航空局）では、空飛ぶクルマ離着陸場（パーティポート）については、欧米の動向や機体性能等を踏まえ、水平表面・進入表面等の設定基準に関する検討を進めることとされています。本事業では、こうした設定基準の検討状況を踏まえながら、水平表面・進入表面等の設定に関する検討を進めます。また、空飛ぶクルマの飛行ルートの選定に当たっては、静穏を必要とする施設に配慮した飛行ルートを検討します。

4

- ・この資料は、「（仮称）横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書」の内容を抜粋したものです。

配慮書p.2

計画区域の位置

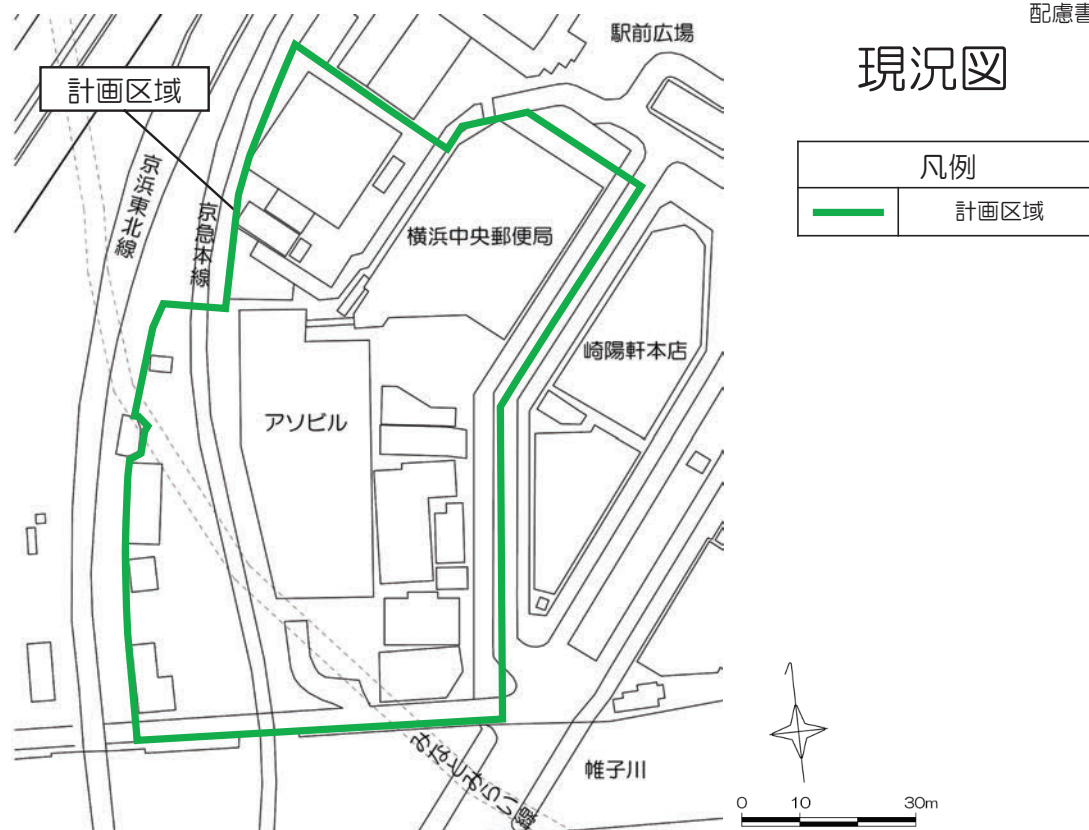


この地図は国土地理院ウェブサイト（令和6年8月時点、電子地形図（タイル）標準地図）を使用して作成したものです。

5

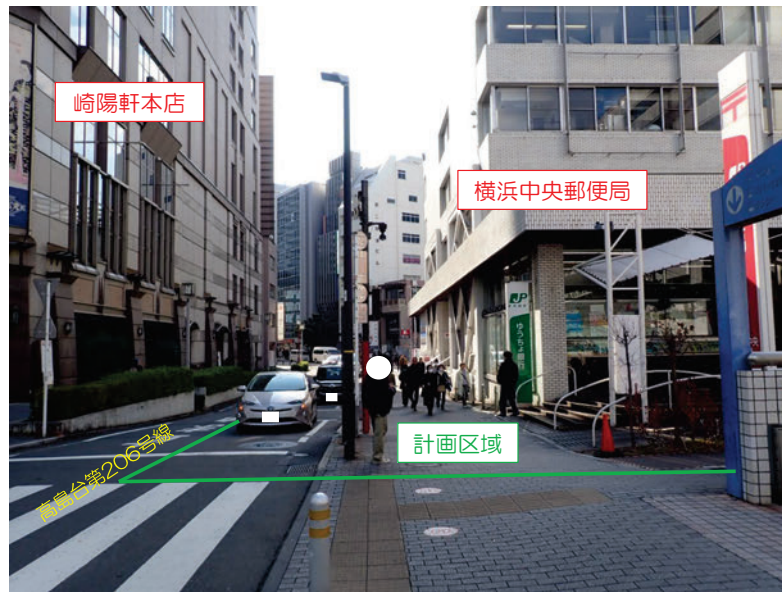
配慮書p.4

現況図



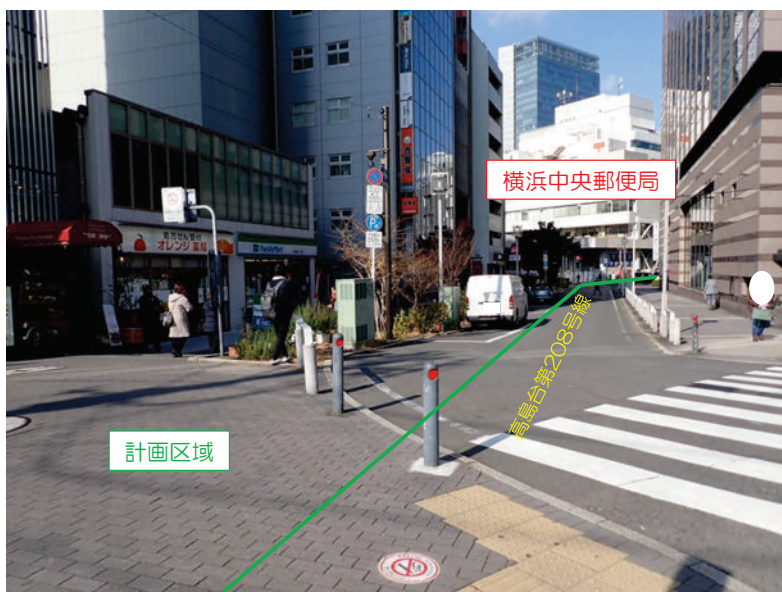
6

現況写真①



地点番号については、「（仮称）横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書」に記載されている番号と揃えています。

現況写真⑤



地点番号については、「（仮称）横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書」に記載されている番号と揃えています。

現況写真⑨



地点番号については、「（仮称）横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書」に記載されている番号と揃えています。

現況写真⑫



地点番号については、「（仮称）横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書」に記載されている番号と揃えています。

現況写真⑮



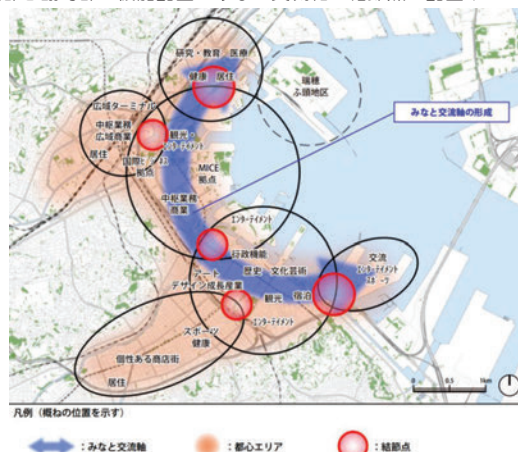
地点番号については、「（仮称）横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書」に記載されている番号と揃えています。

事業の目的及び必要性

- 横浜駅周辺地区（計画区域内）は、日本有数のターミナル駅である横浜駅を中心とする地区である。
- その中でも計画区域が位置する横浜駅みなみ東口地区は、中低層の商業・業務施設が立地した市街地となっており、南側は帷子川に面している。

《都心臨海部の機能配置とみなと交流軸・結節点の配置イメージ》

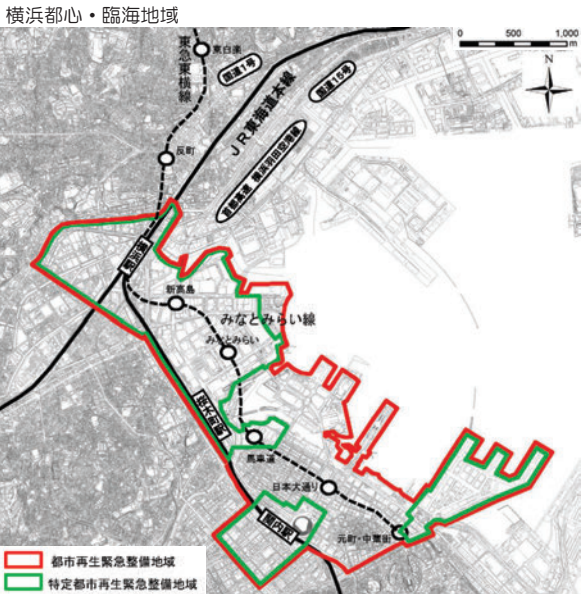
- 横浜市による「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」では、計画区域が属する横浜駅周辺地区は、都心臨海部5地区の魅力をつなぎ合わせる「みなと交流軸」の形成と、「地区の結節点」における連携強化を重点的に進め、都心臨海部5地区の一体的なまちづくりにより、港と共に発展する横浜ならではの都心を形成することを目指すとしている。



資料：「輝き続ける世界都市横浜の実現に向けて
横浜市都心臨海部再生マスタープラン」
（令和6年12月調べ、横浜市都市整備局ホームページ） 12

事業の目的及び必要性

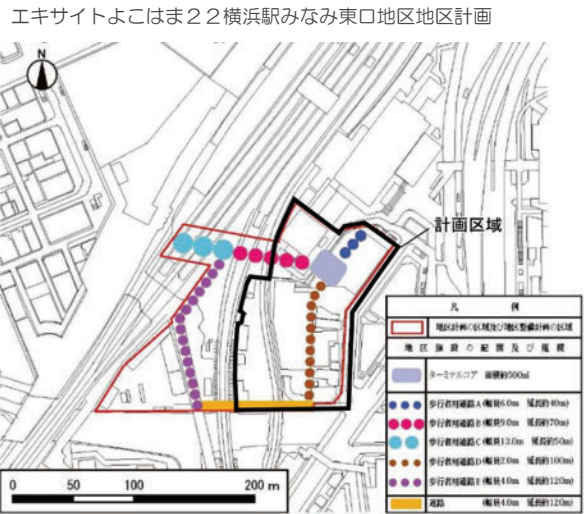
■横浜駅周辺地区は、平成24年1月に「横浜都心・臨海地域」の一部として、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域であることから、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令による「特定都市再生緊急整備地域」に指定されている。



資料：「都市再生緊急整備地域等について」（令和6年12月調べ、横浜市都市整備局ホームページ）

事業の目的及び必要性

■計画区域が位置する横浜駅みなみ東口地区では、「エキサイトよこはま22横浜駅みなみ東口地区地区計画」が定められており、「国際都市横浜の玄関口にふさわしい魅力とにぎわいのある都市空間を形成するために、土地の高度利用を図り国内外の多様なニーズに対応した商業・業務機能等を集積する」、「ターミナルコアを中心としたデッキ、地上、地下レベルで構成される立体的な歩行者ネットワークの構築を図り、横浜駅周辺における円滑な移動・回遊性の向上に寄与する」等の方針が定められている。

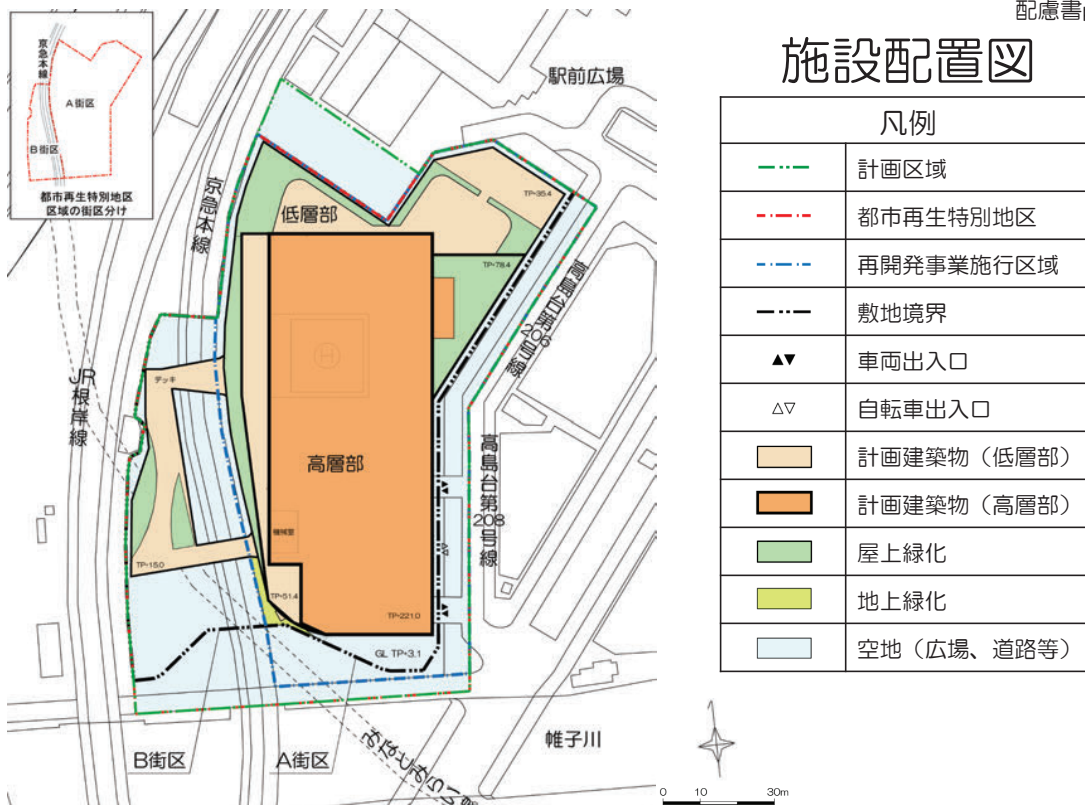


資料：「エキサイトよこはま22横浜駅みなみ東口地区地区計画書」（令和6年12月調べ、横浜市都市整備局ホームページ）

事業の目的及び必要性

- 計画区域内は商業・業務施設や倉庫、鉄道施設等が立地しているものの、鉄道により地区が分断され、低・未利用地が多く、駅直近の立地特性を生かした土地利用がなされていない状況にある。
- 本事業では、「エキサイトよこはま22」等の方向性に沿って、都心臨海部内各地区との連携強化及び横浜駅周辺の回遊性の向上を図ることにより国際都市横浜の玄関口にふさわしい魅力とにぎわいのある都市空間を形成することを目標として計画を進める。
- 人や物の移動において、短中距離を自動で飛行し、安全かつ安価に移動させられる機体やサービスが実現すれば、都市部での移動にかかる時間の短縮、災害時の救急搬送や物資輸送の迅速化など、新しいサービスの展開や各地での課題の解決につながることを期待されている。このような「空の移動」を可能とする、いわゆる「空飛ぶクルマ」の実現を見据えて、本事業では空飛ぶクルマの離着陸場（パーティポート）の設置を検討している。

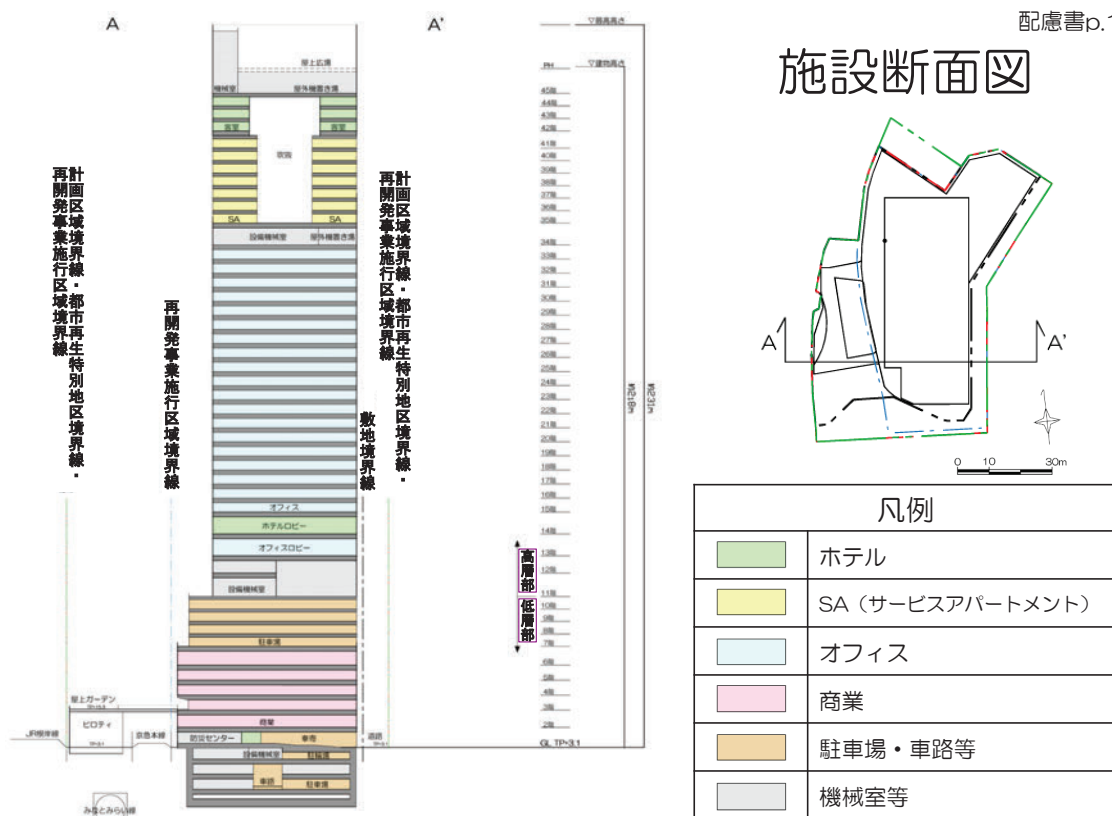
施設配置図



本図面は、本書作成時点のものであり、今後の関係機関との協議や経済情勢等により変更になる可能性があります。
T.P.とは、東京湾平均海面です。

・この資料は、「（仮称）横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書」の内容を抜粋したものです。

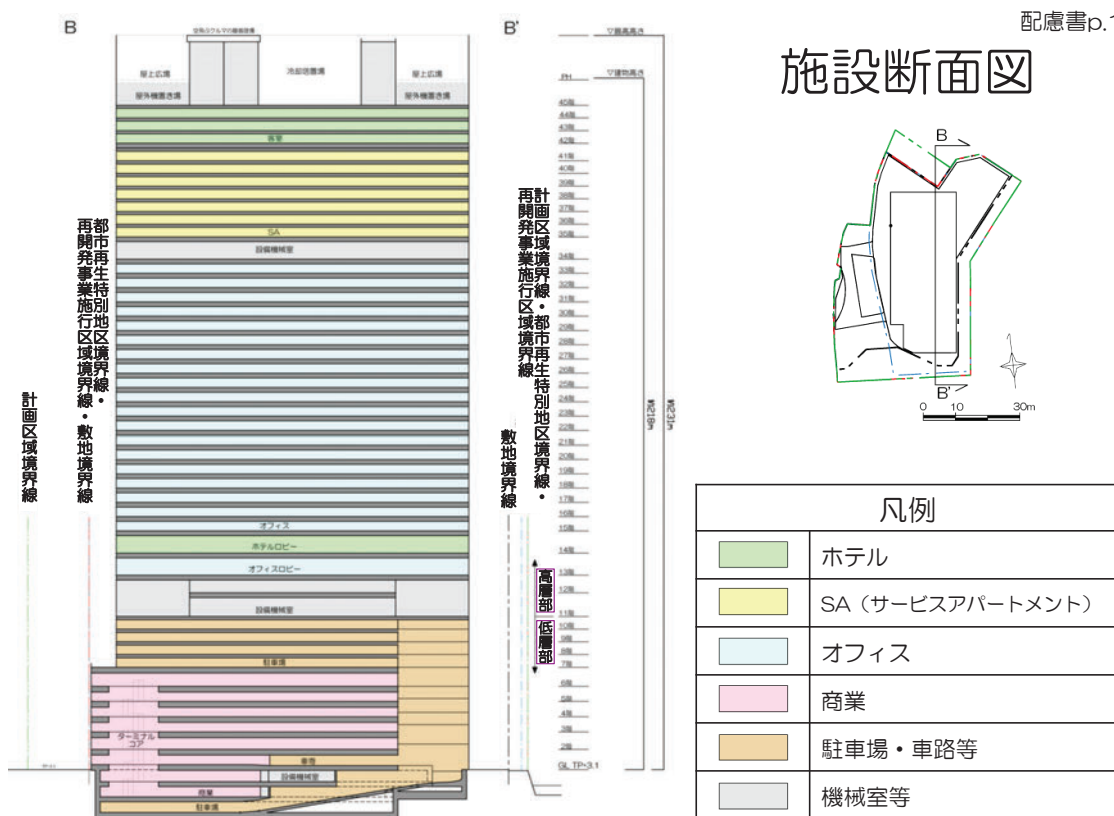
配慮書p.18



本図面は、本書作成時点のものであり、今後の関係機関との協議や経済情勢等により変更になる可能性があります。

17

配慮書p.19

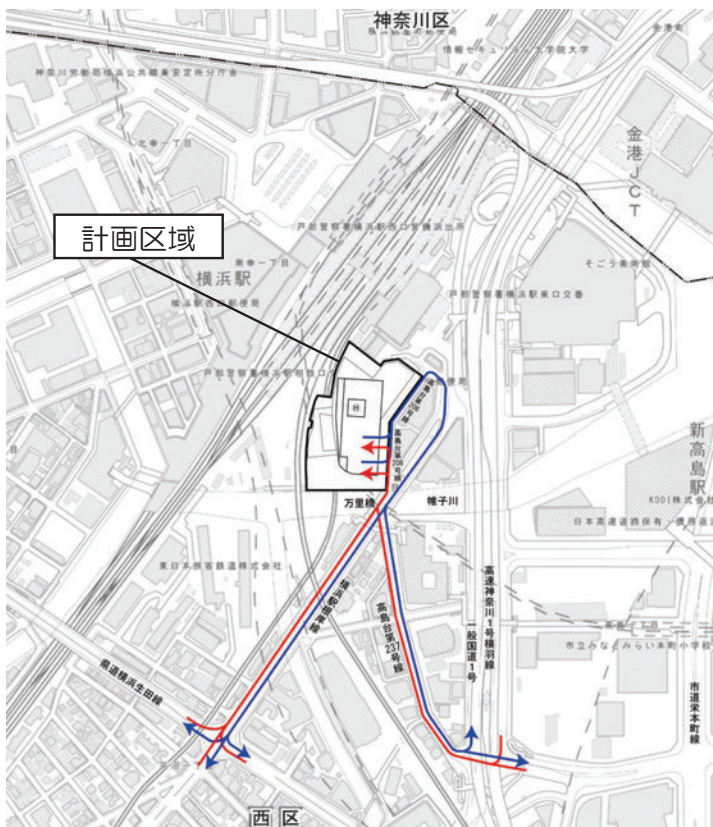


本図面は、本書作成時点のものであり、今後の関係機関との協議や経済情勢等により変更になる可能性があります。

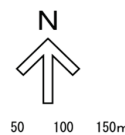
18

配慮書p.22

関係車両の主な走行ルート及び空飛ぶクルマの離着陸場（バーティポート）



凡例	
	計画区域
	区界
	関係車両の主な走行ルート（入庫）
	関係車両の主な走行ルート（出庫）
	空飛ぶクルマの離着陸場



本図面は、本書作成時点のものであり、今後の関係機関との協議や経済情勢等により変更になる可能性があります。

19

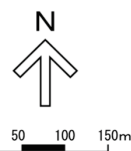
配慮書p.23

歩行者動線計画



凡例	
	計画区域
	区界
	ターミナルコア
	空飛ぶクルマの離着陸場
	歩行者ルート（地上レベル）
	歩行者ルート（デッキレベル）
	歩行者ルート（地下通路レベル）

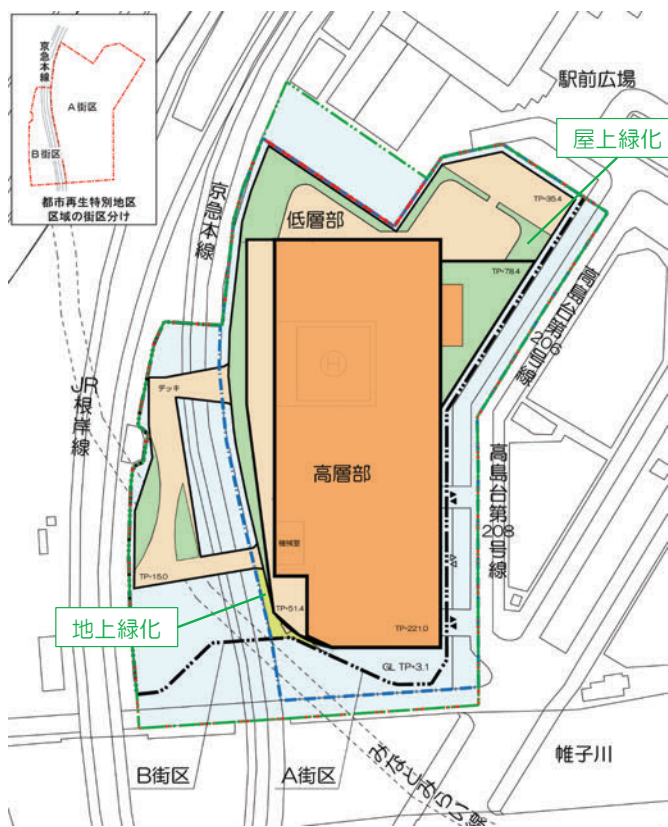
破線は、地区計画を踏まえて想定しているルートです。本図面は本書作成時点のものであり、今後の関係機関との協議により変更になる可能性があります。



20

配慮書p.17、p.25

緑化計画



凡例	
---	計画区域
---	都市再生特別地区
---	再開発事業施行区域
---	敷地境界
▲▼	車両出入口
△▽	自転車出入口
	計画建築物（低層部）
	計画建築物（高層部）
	屋上緑化
	地上緑化
	空地（広場、道路等）

本図面は、本書作成時点のものであり、今後の関係機関との協議や経済情勢等により変更になる可能性があります。

21

配慮書p.29

事業スケジュール （案）

本事業は、都市計画等の手続き完了以降

工事着工：令和10年度

工事完了：令和19年度

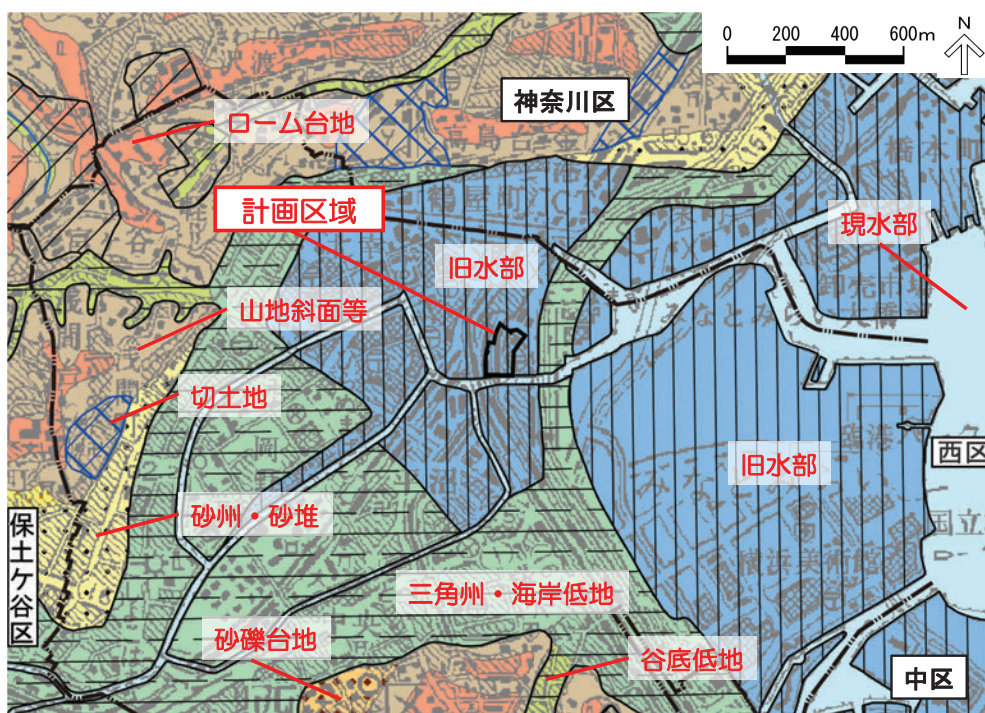
22

2. 地域の概況及び地域特性

23

配慮書p.35

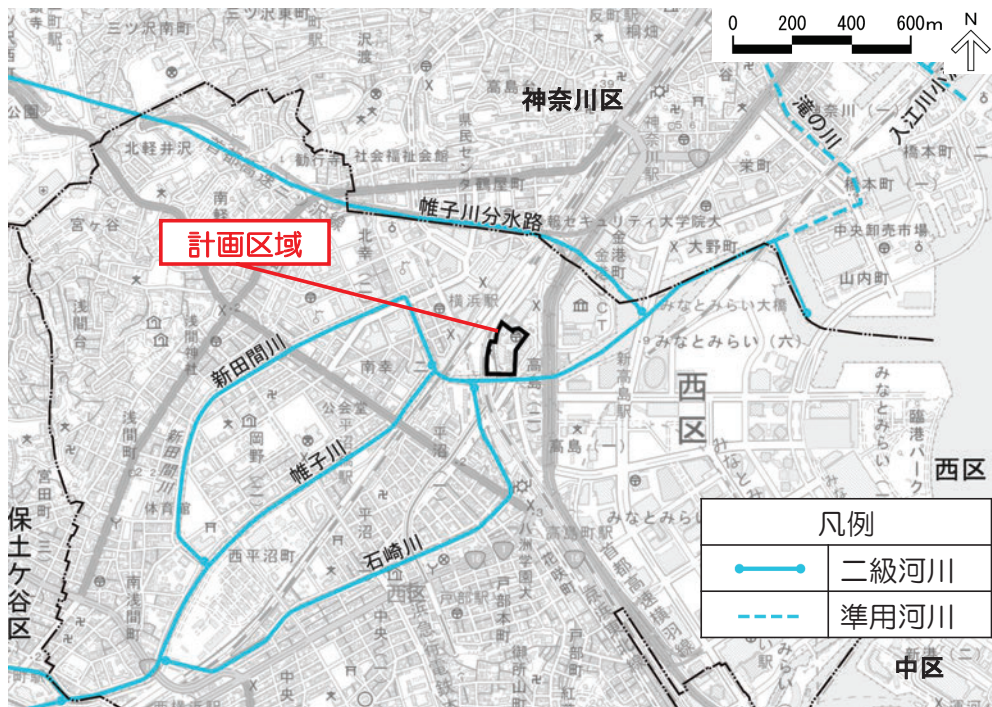
地形分類図



資料：「国土調査（土地分類調査・水調査）土地履歴、自然地形分類、横浜、平成22年度調査」（令和6年12月調べ、国土交通省ホームページ）

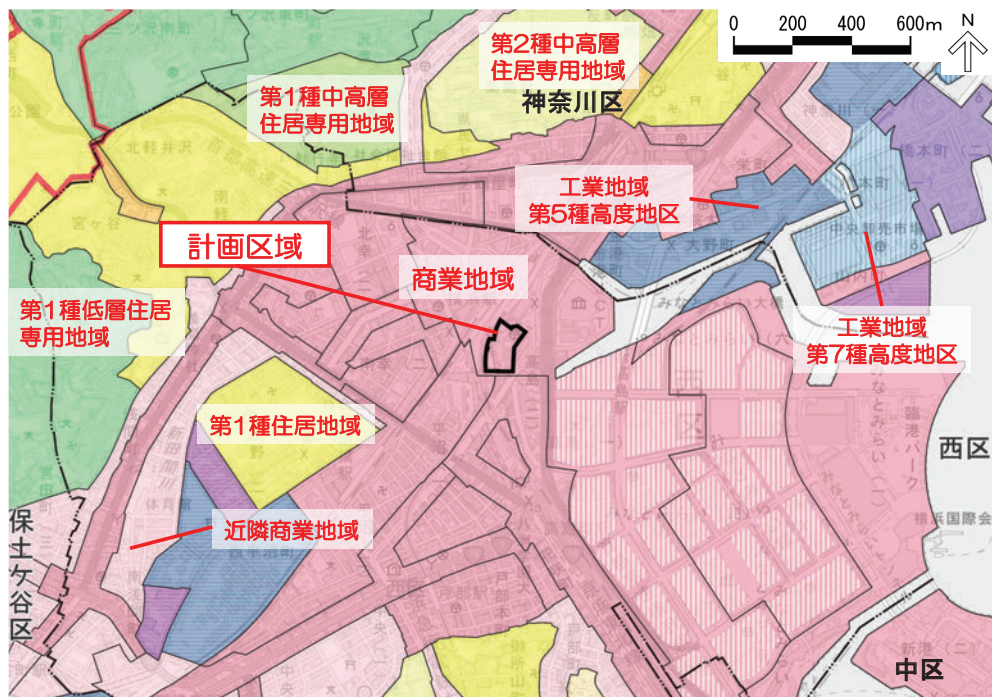
24

河川図



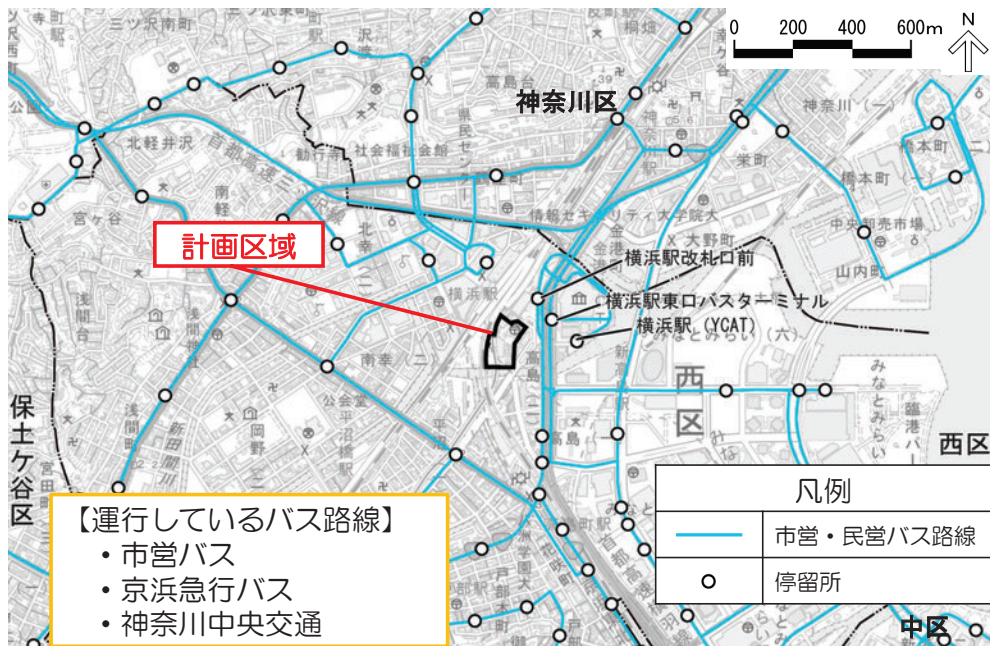
資料：「横浜市を流れる河川一覧」（令和6年12月調べ、横浜市下水道河川局ホームページ）

用途地域図



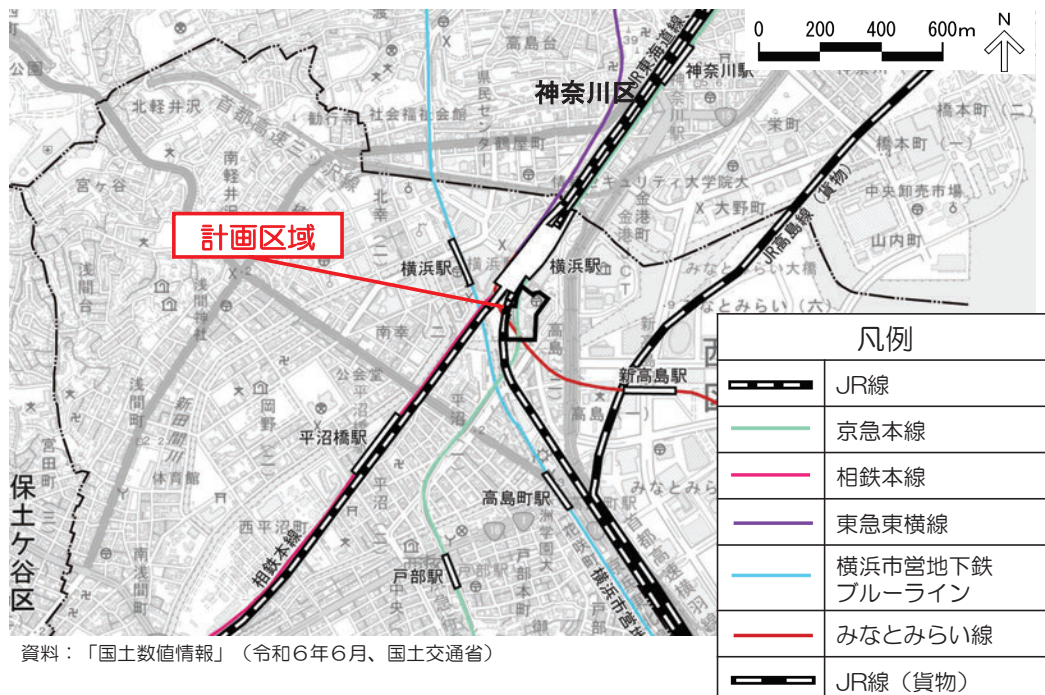
資料：「横浜市行政地図情報システム、iマッピー」（令和6年12月調べ、横浜市ホームページ）

バス路線図



資料：「横浜ベイシティ交通マップ 2024年版」（令和6年12月調べ、横浜市都市整備局監修）
「横浜市営バス路線マップ 2024年10月版」（令和6年12月調べ、横浜市交通局ホームページ）
「一般路線運行バス」（令和6年12月調べ、京浜急行バスホームページ）
「横浜営業所路線図」（令和6年12月調べ、神奈川中央交通ホームページ）
「相鉄バス路線図」（令和6年12月調べ、相鉄グループホームページ）
「横浜タウンバス 路線図」（令和6年12月調べ、株式会社フジエクスプレスホームページ）

鉄道路線図



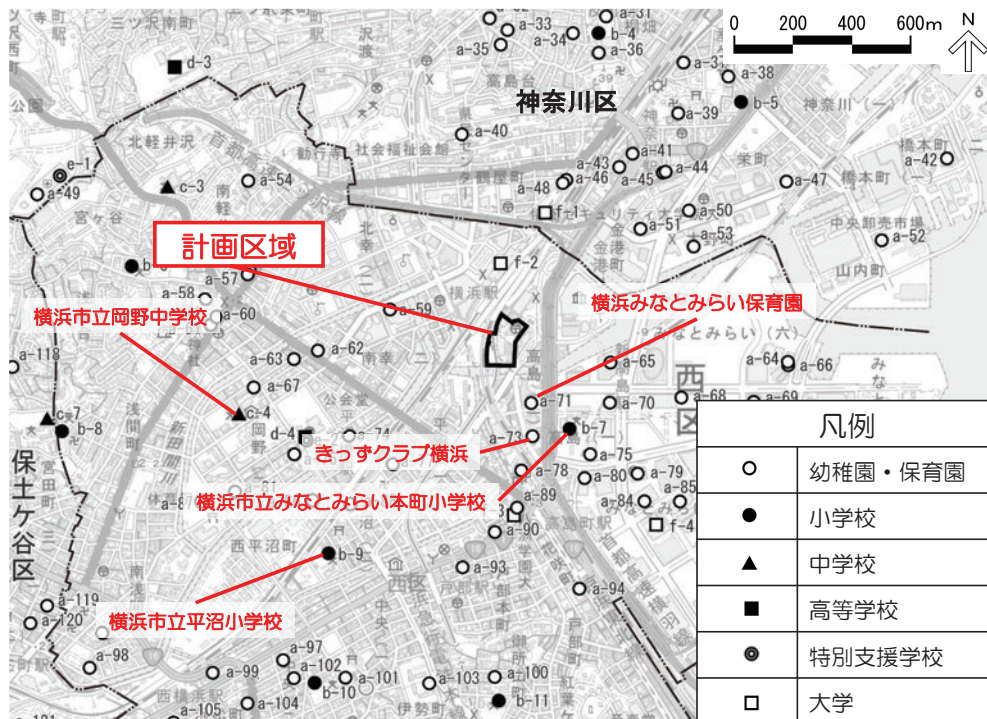
資料：「国土数値情報」（令和6年6月、国土交通省）

飛行場位置図



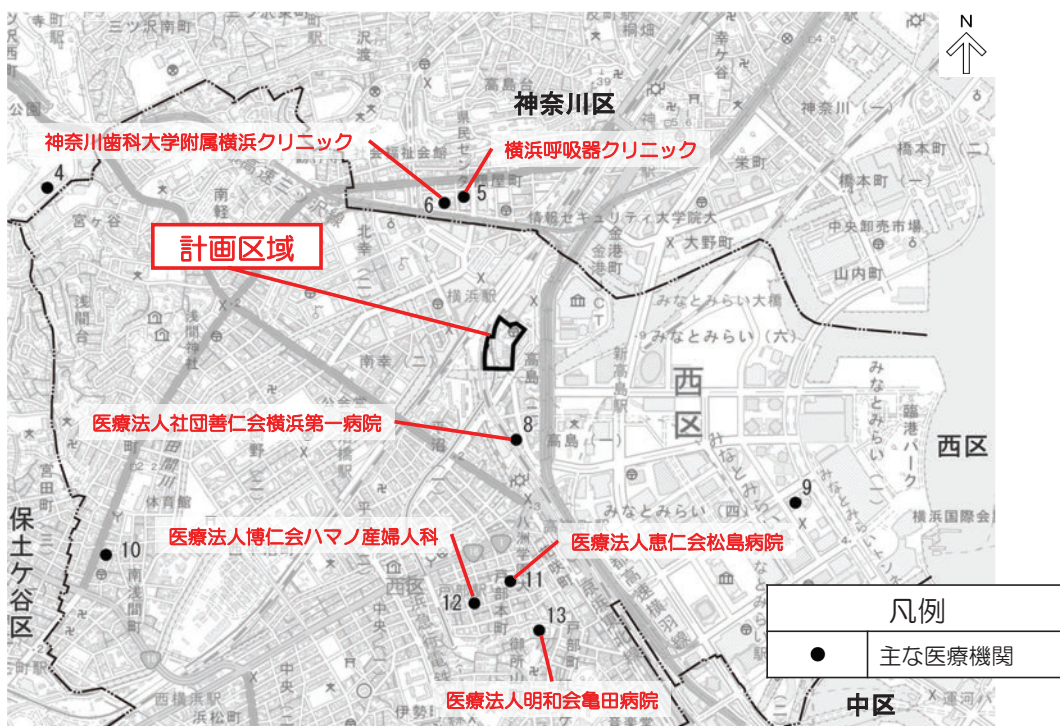
資料：「空港一覧」（令和6年12月調べ、国土交通省ホームページ）

教育施設等



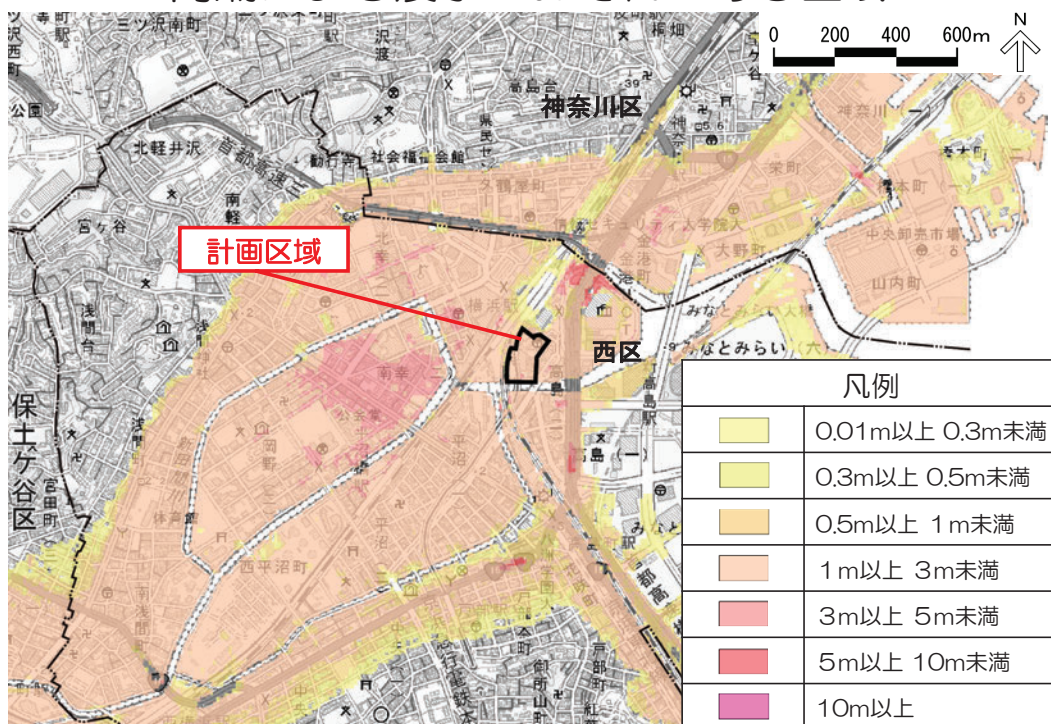
資料：「よこはまマップ」（令和6年12月調べ、横浜市政政策経営局ホームページ）
「県内大学一覧」（令和6年12月調べ、神奈川県政策局ホームページ）

主な医療機関



資料：「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」（令和6年12月調べ、横浜市医療局ホームページ）

高潮による浸水のおそれのある区域



資料：「東京湾沿岸高潮浸水想定区域図」（令和6年12月調べ、神奈川県県土整備局ホームページ）

3. 配慮指針に基づいて行った 計画段階配慮の内容

33

配慮書p.144

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（高層建築物の建設）

■基本的配慮事項 (1)-1

計画地の選定や施設配置等の検討における周辺環境 への影響減少

- ◆計画建築物の高層部の北部及び一部の東部については、低層部に比べてセットバックさせる計画とする。
- ◆外装デザインの分節化等の検討を行い、周辺の街並みや調和に配慮する。
- ◆高層部のセットバックにより風環境にも配慮した配置計画とする。低層部は周辺歩道等との一体的な環境整備、圧迫感の軽減に配慮し、北側に隣接する駅前広場側を含めて敷地境界から2mセットバックさせる計画とする。

34

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（高層建築物の建設）

■基本的配慮事項 (1)-2

生物の生息生育環境の保全や、景観機能等を考慮し、生育地等の分断、改変を避ける

- ◆計画区域にはまとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等はない。
- ◆計画区域の緑化に当たっては、人々が身近に感じ、かつ、来街者が快適に感じる多様な緑地空間の創出を行うという基本方針を基に、緑視率を向上させる緑の配置、高木・中木・低木・地被類を組み合わせた緑化、建物内、一般公開空地等の緑化、生物多様性に配慮した樹種の選定等、線的、面的にネットワークされた緑の形成に配慮した緑化や植栽配置の計画を検討する。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（高層建築物の建設）

■基本的配慮事項 (1)-3

温室効果ガスの排出抑制の計画段階からの検討

- ◆「横浜市地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、以下の配慮を行う。
 - ・自然採光の活用、高効率電気機器、LED照明の採用、自然換気システムの導入を図る。
 - ・Low-Eガラスの採用等による熱負荷低減、日射遮蔽効果のある庇や奥行きのある縦方向部材の適切な方位別設置等による外壁負荷削減、EMSの採用によるエネルギーの効率的な運用、太陽光発電設備の設置等を検討する。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（高層建築物の建設）

■基本的配慮事項（2）

環境資源等の現況把握

- ◆地域の概況について情報を収集し、現況の把握を行った。
- ◆計画区域内には、文化財や保安林等の重要な森林といった特筆すべき環境資源等は存在しないが計画区域の南側は帷子川に面している。
- ◆ダイナミックなスケール感を持った国際性豊かな都市空間を形成する景観となるよう検討する。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（高層建築物の建設）

■基本的配慮事項（3）

安全な工事計画の検討、市民への情報提供

- ◆計画区域の周辺における他の工事の状況や、騒音、振動、粉じん等に配慮した安全な工法や工程の検討を行う予定としている。
- ◆工事中は、仮囲いへの工事工程表等の掲示や、近隣住民等に対して適切に情報提供を行う予定としている。
- ◆計画区域内を通る鉄道（京急本線、みなとみらい線）及び隣接する鉄道（JR根岸線）への影響が考えられるため、設計上の適切な対策を検討していくとともに、今後の本事業の深度化に合わせて鉄道事業者と調整を図る。
- ◆計画区域内の既存の南北の歩行者動線は本事業の工事に伴い利用できなくなる期間があるため、歩行者に対して適切に情報提供を行う予定としている。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（高層建築物の建設）

■基本的配慮事項(4)

環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令等の遵守

- ◆環境関連の法令や条例に伴い、総合的な環境配慮の取組みを進め、環境創生型のまちづくりを推進する役割を果たす計画とする。
- ◆建築環境総合性能評価システム（CASBEE 横浜）のAランク以上の認証取得を目指す。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（高層建築物の建設）

■本事業に係る配慮事項(5)

グリーンインフラの保全・活用、健全な水循環の創出

- ◆緑や風の流れ等を利用した潤いのある空間形成を行い、ヒートアイランド現象の緩和を図る。
- ◆人々が身近に感じ、かつ、来街者が快適に感じる多様な緑地空間の創出を図り、緑を感じられるまちづくりを目指す。
- ◆省資源の観点から、雨水の一部を植栽の灌水やトイレ洗浄水として利用する等の検討を進める。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（高層建築物の建設）

■本事業に係る配慮事項(6)

緑化による生物の生息生育環境の確保

- ◆高木・中木・低木・地被類を組み合わせた緑化や屋上緑化、壁面緑化、生物多様性に配慮した樹種の選定等を検討する。
- ◆生物の生息生育環境の確保に努めるとともに、生物多様性の保全と創造に配慮する計画とする。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（高層建築物の建設）

■本事業に係る配慮事項(7)

エネルギー使用の合理化、未利用エネルギーの積極的な活用

- ◆再生可能エネルギーの導入について検討を進めるほか、以下の環境制御技術や、建築技術等の採用を検討し、運用エネルギーの低減を図る。
 - ・自然採光の活用、高効率電気機器、LED 照明の採用
 - ・自然換気システム、Low-Eガラスの採用等による熱負荷低減
 - ・日射遮蔽効果のある、庇や奥行きのある縦方向部材の適切な方位別設置等による外壁負荷削減
 - ・BEMSの採用によるエネルギーの効率的な運用
 - ・太陽光発電設備の設置

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（高層建築物の建設）

■本事業に係る配慮事項(8)

低炭素電気の選択、建設資材や設備等のグリーン購入

- ◆脱炭素社会の実現に向けて、横浜市が公表している低炭素電気普及促進計画書制度の情報を参考とし、CO₂排出係数の低い電力の使用を検討する。
- ◆建築資材や設備等の確保については、グリーン購入を図る。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（高層建築物の建設）

■本事業に係る配慮事項(9)

運輸部門における二酸化炭素の排出抑制

- ◆ターミナルコア、デッキネットワーク等の整備により、周辺との歩行者ネットワークの形成に寄与する計画とする。
- ◆業務用車両の電気自動車導入促進や再生可能エネルギーを利用した充電設備の設置を検討する。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（高層建築物の建設）

■本事業に係る配慮事項(10)

ライフサイクルを通じた温室効果ガスの低減

- ◆建築物の省エネルギー化や長寿命化を実施することや、廃棄物の分別徹底、適正な処理、再使用やリサイクル材等のエコマテリアルの活用を検討する。
- ◆建築物の建設から解体処分に至るまでのライフサイクルを通して、排出される温室効果ガスの抑制に努める。
- ◆工事中は、低燃費型建設機械の採用や低燃費型車両の使用等に努めるとともに、適切な施工管理の実施の取り組みを行う予定としている。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（高層建築物の建設）

■本事業に係る配慮事項(11)

ヒートアイランド現象の抑制

- ◆エネルギーの効率的運用による省エネルギー化を推進し、空調システム等から排出される人工排熱の抑制に努める。
- ◆線的、面的にネットワークされた緑の形成を図るなどによる、緑や風の流れ等を利用した潤いのある空間形成を行い、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
- ◆保水性舗装、遮熱性舗装、ドライミストなどの設置を検討する。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（高層建築物の建設）

■本事業に係る配慮事項(12)

景観としての、周辺建物との連続性や後背地との調和

- ◆横浜駅東口というエリア特性を踏まえ、ダイナミックなスケール感を持った国際性豊かな都市空間の形成を図るとともに、全体の調和を意識しつつ、建物内部のにぎわいが滲み出るような照明計画や建物デザインを検討する。
- ◆建物相互のつながりやまとまり感に配慮した景観を形成し、統一感あるファサードや壁面後退、低層部のにぎわい施設導入、ストリートファニチャーなどによる、ゆとりとにぎわいある歩行者空間の整備を図る。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（高層建築物の建設）

■本事業に係る配慮事項(13)

大雨等による浸水を可能な限り生じさせない構造や、避難設備の採用

- ◆浸水対策として地盤嵩上げ及び建物内への浸水防止対策を実施し、横浜駅周辺の地盤面の嵩上げ高さについては、計画区域及びその周辺は1 m以上3 m未満の高潮による浸水が予測されていることなどから、高潮堤防高さ（T.P.+3.1 m）以上を将来的な高さ目標とする。
- ◆周辺への影響等により対応が困難な場合については、地盤面高さ又は出入口高さの嵩上げを次のとおり段階的に実施する。
 - ①地盤面の高さが T.P.+1.0 m 未満の箇所については、朔望平均満潮位（T.P.+0.9 m）を基準に T.P.+1.0 m 以上を目標とする。
 - ②現地盤面の高さが T.P.+1.0 m 以上 2.3 m 未満の箇所については、計画高水位（T.P.+2.3 m）を基準に T.P.+2.3 m 以上を目標とする。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（高層建築物の建設）

■本事業に係る配慮事項(14)

駐車場整備による交通集中の回避、歩行者の安全・利便性への配慮

- ◆駐車場の整備に当たっては、法令等に基づく必要駐車台数を確保する。
- ◆駐車場内に電気自動車の充電設備の設置を検討する。
- ◆自動車交通の円滑化、路上駐車の防止のため、駐車場への適切な経路誘導に努める他、交通集中の回避のため、従業員には公共交通機関による通勤を推奨し、商業施設の利用者には公共交通機関の利用を呼びかける。
- ◆みなとみらい21地区等の都心臨海部内の連携強化を図りつつ、商業・業務機能等が高度に集積する横浜駅周辺の回遊性を確保するため、ターミナルコア、デッキネットワーク等を整備することにより、周辺との歩行者ネットワークの形成に寄与することを検討する。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（高層建築物の建設）

■本事業に係る配慮事項(15)

風害、光害の影響の低減

○風害対策

- ◆高層棟の設計にあたり、下降流の低減に配慮するため、高層部よりも張り出した低層部として下降流を受け止める。
- ◆庇の設置、建物表面に凸凹を生じさせるバルコニーの設置、必要に応じて防風植栽の設置等を検討する。
- ◆風速増加領域の低減に配慮し、防風植栽の設置等を検討する。

○光害対策

- ◆周辺に悪影響を及ぼさないよう、照明計画をする。

○テレビ電波障害対策

- ◆テレビ電波障害対策についても、計画建築物による電波障害が明らかになった場合には、受信状況に応じて適切な対応を行う。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（高層建築物の建設）

■本事業に係る配慮事項(16)

地域に親しまれた施設の移転、文化財の消滅、地域の分断の回避

◆地域の住民に親しまれた施設の移転や、文化財の消滅・移転はない。

⇒配慮事項として選定しない。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（高層建築物の建設）

■本事業に係る配慮事項(17)

廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用等

◆工事中においては、廃棄物の発生抑制と分別、リサイクルを積極的に進め、なお残る廃棄物は適正に処理します。また、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの活用を検討する。

◆工事で発生する建設発生土は、可能な限り場内仮置き・埋め戻し利用を検討するとともに、近隣の建設工事現場での再使用を検討する。

◆供用後においては、入居テナント等に対して廃棄物の排出抑制や、分別排出の徹底を促す。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（飛行場の建設）

■基本的配慮事項（1）-1

計画地や飛行ルートを選定や施設配置等の検討における周辺環境への影響減少

- ◆検討している次世代モビリティである空飛ぶクルマの飛行ルートの選定に当たっては、静穏を必要とする施設に配慮した飛行ルートを検討する。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（飛行場の建設）

■基本的配慮事項（2）

環境資源や騒音・振動等の現況把握

- ◆計画段階配慮書の作成を通じて、地域の概況について情報を収集し、現況の把握を行った。
- ◆計画区域周辺には、病院や学校といった静穏を必要とする施設が存在していることから、収集した情報をもとに、騒音等の適切な現況把握を行う。
- ◆空飛ぶクルマの飛行によるバードストライクの影響を検討するために、計画区域及びその周辺における鳥類の飛翔高度について現況把握を行う。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（飛行場の建設）

■本事業に係る配慮事項(6)

陸上飛行場周辺における緩衝緑地帯の確保

- ◆計画建築物の高層棟屋上（高さ約231m）に空飛ぶクルマの離着陸場（バーティポート）の設置を検討しており、地上とは離隔を確保する計画とする。

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容（飛行場の建設）

■本事業に係る配慮事項(9)

運輸部門における二酸化炭素の排出抑制

- ◆検討している次世代モビリティである空飛ぶクルマの導入に当たっては、省エネルギー型の機種を選定し、二酸化炭素の排出抑制に努める。

配慮指針に追加して行った計画段階配慮の内容

■事業特性及び地域特性を踏まえ、追加した配慮事項(1)

地震やそれに起因する液状化等の災害に対する安全性の確保の検討

- ◆計画建築物の液状化に対する配慮としては、支持層深さや土質、地盤強度等の把握や地震波作成のためのデータ取得をするために、地盤状況を十分に把握したうえで、安全な構造計画となるよう、設計上の適切な対策を検討する。
- ◆建物に訪れる来街者数に応じた滞留者及び帰宅困難者受入れのための事前の取組みの実施、滞留者・帰宅困難者の受入れの実施、「滞留者・帰宅困難者避難マップ」の周知及び活用について検討する。

ご清聴ありがとうございました。